

フランスにおける公的競争的資金制度と使用ルール  
－ANRの事例－

ストラスブール研究連絡センター

池田 志帆

## はじめに

フランスには、主な公的資金配分機関として、フランス国立科学研究センター (Centre national de la recherche scientifique: CNRS 以下、CNRS) およびフランス国立研究機構 (Agence nationale de la recherche: ANR 以下、ANR) 等が存在する。CNRS はヨーロッパにおける最も大きな基礎研究に関する研究機関として、すべての研究分野を支援しており、フランス国内に 10 の研究機関を擁している<sup>1</sup>。一方、ANR は、トップレベルの研究に対し優先的に資金を配分し、競争を加速させることを目的として設立された機関であり<sup>2</sup>、CNRS に比べ支援の対象が特定のプロジェクトに特化したものとなっており、より競争的資金配分機関としての性質が強くなっている。

筆者自身、大学で科学研究費補助金の経理を担当した経験から、フランスの公的資金配分機関の公的競争的資金の使用ルールは日本と比べてどのように違うのだろうかという興味を持っていた。そして、特に、より公的競争的資金の配分機関として特殊性のある ANR の機能と役割はどのようなものか、その使用ルールや採択機関における実際の運用方法について、経理面および実務面から調査してみたいと思ったことが、本レポートを作成するに至った理由である。本レポートは第 1 章から第 3 章までの 3 部構成となっており、ANR の公的競争的資金の概要、公的競争的資金の使用ルールや実際の経理処理について、採択機関の運営を行っている方に対するインタビューも交えながら取りまとめた。

第 1 章では ANR の公的競争的資金制度の種類および最近の動向について概観し、第 2 章では ANR の定めた公的競争的資金制度の使用ルールについて紹介する。第 3 章では第 2 章で紹介した ANR の公的競争的資金の使用ルールに基づき、実際に公的競争的資金を獲得したプロジェクトがどのような事務手順でどのような経理処理を行っているのかについて、ANR の公的競争的資金を獲得したストラスブール大学の研究者、事務担当者にインタビューし、実際の事例を紹介する。

本レポートが日仏間での研究に携わる研究者、事務担当者にとって、フランスの研究環境についての理解を深めることができる一助となれば幸いに思う。

## 第 1 章. ANR の公的競争的資金制度

### 1. ANR のミッションおよび部門

ANR は高等教育・研究省の下に 2005 年に公的研究資金を配分するために設立された公的競争的資金配分機関であり、ANR の研究費支援は基礎研究から応用研究までの多岐にわたる範囲をカバーしている。2015 年に設立から 10 周年を迎えた。近年に行われた最も大きな変更として、

---

<sup>1</sup> [文献表]1 番、Overview, CNRS

<sup>2</sup> [文献表]2 番、9 頁

2013年に行われた監査に基づき ANR の理事会は 2014 年に新たな組織体系を承認したことが挙げられる。ANR は、新たな組織体制として ANR の補助金にとって有益となる契約の締結、研究資金に関する契約業務などを一手に担う部門（Grant Agreement and Funding division）とすべての科学関係部門を束ねる部門（Scientific Operations division）の 2 つの部門を設けた。ANR は主として以下のミッションのもとに運営されている機関であり、研究と社会的な課題を結びつけることをミッションとして掲げている点が日本と比べ、特徴的である。

【ミッション】<sup>3</sup>

- ・最も優れた課題に対し重点的に支援すること
- ・研究と社会的な課題を結びつけること
- ・エクセレンスと創造力を促進すること
- ・新しい世代の人材育成
- ・ヨーロッパおよび国際的なパートナーシップを促進すること
- ・学問分野間の学際的な研究や意見交換を促進すること
- ・アカデミアと産業界との間での、製品化と知識の技術移転を加速させること

2. 公募プログラムと構成要素

ANR の公募プログラムは一般公募と特定公募の 2 つに区分されており、4 つの構成要素（① 主な社会的課題、② フロンティア研究、③ ヨーロッパ研究エリアの構築とフランスの国際的魅力、④ 研究の経済的影響と競争力）を柱として、様々な事業が実施されている<sup>4</sup>。

表 1 : ANR の公募プログラム一覧

※各構成要素①～④の下に、一般公募と特定公募におけるそれぞれの公募事業名称を記載する。

| 一般公募 (GENERIC CALL)   | 特定公募 (SPECIFIC CALLS)   |
|---|---|
| ① 主な社会的課題 (Major Societal Challenges)   |   |
| 9 societal challenges   | Challenge competitions  |
| ② フロンティア研究 (At the Frontiers of Research)   |   |
| All-knowledge challenge   | OH Risk   |
| ③ ヨーロッパ研究エリアの構築とフランスの国際的魅力<br>(Building the European Research Area and France's international attractiveness) |   |
| International Collaborative Research  | Setting up European or International Scientific Networks, Hosting High-Level Researchers, Bi-and multilateral calls |
| ④ 研究の経済的影響と競争力 (Economic Impact of Research and Competitiveness)  |   |
| Collaborative Research Projects involving Enterprises (PRCE)  | LabCom, Carnot Institutes, Industrial Chairs  |

<sup>3</sup> [文献表]2 番、9 頁

<sup>4</sup> [文献表]2 番、20 頁

2014 年における一般公募のプロジェクト当りの平均支援金額は 368,800 ユーロであった。国際共同研究 (International Collaborative Research) には、532 件の応募があり、総額 25,960,000 ユーロが ANR によって助成された。一般公募のプロジェクトの平均採択率は 25.8% であり、近年の科研費の採択率に近く<sup>5</sup>、競争率の点においては科研費に近似した公的競争的資金といえる。また、特定公募は、532 件の応募に対し、124 件が採択され、総額 31,910,000 ユーロが支援された<sup>6</sup>。

ANR は上記 1. のミッションのもと、一般公募のプログラムの枠の中に、9 つの主な社会的課題をトピックに取り上げたプログラムを行っている。ANR の一般公募プログラムは「フランス・ヨーロッパ 2020」の 9 つの主な社会的課題<sup>7</sup>に対応している<sup>8</sup>。「フランス・ヨーロッパ 2020」は「欧州 Horizon2020」<sup>9</sup>のフレームワークと一致しているため、ANR のプログラムはフランスおよびヨーロッパの政策課題にも対応している公的競争的資金と言える。

#### 【9 つの主な社会的課題】

- ・ 効率的な資源管理と気候変動への適応
- ・ クリーンで安全で効率的なエネルギー
- ・ 産業再生
- ・ 健康と福祉
- ・ 食の安全と人口統計学上の課題
- ・ 流動性と持続可能な都市システム
- ・ 情報とコミュニケーション社会
- ・ 革新的で包括的で適応性がある社会
- ・ ヨーロッパおよびその国民ならびに居住者の自由および安全

### 3. 支援額・予算の推移

予算改革が実行され、2011 年約 7.2 億ユーロ、2012 年約 7.1 億ユーロ、2013 年約 5.8 億ユーロ、2014 年は約 5.5 億ユーロと予算が推移している<sup>10</sup>。

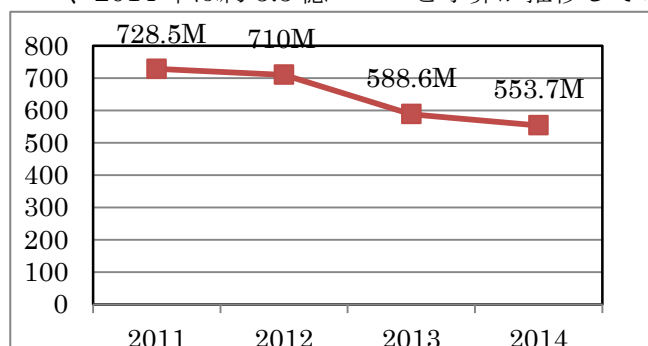


図 1  
ANR 予算の推移  
(縦軸：単位 100 万ユーロ、横軸：年)

<sup>5</sup> [文献表]3 番、II 科研費の応募・採択件数の推移

<sup>6</sup> [文献表]2 番、102-109 頁

<sup>7</sup> [文献表]4 番、France Europe 2020 a strategic agenda

<sup>8</sup> [文献表]2 番、38 頁

<sup>9</sup> 欧州 Horizon 2020 は、科学的なエクセレンスの追求、産業技術開発の支援、社会的な課題解決に資する研究開発の 3 つの柱からなり、社会的な課題解決に資する研究開発において 7 つの社会的課題に取り組むこととしている。

<sup>10</sup> [文献表]2 番、100 頁

2014 年は、10,532 件の申請に対し 1,071 件のプロジェクト（うち共同研究は 76.2%）を採択し、約 4.1 億ユーロの予算が投じられた。また、アカデミック・産業間のプロジェクトを 189 件助成し、国際的な共同研究を 41 件採択した<sup>11</sup>。

## 第 2 章. ANR の公的競争的資金の使用ルール

ANR の公的競争的資金の使用ルールは「ANR 補助金手続きに関する規定」<sup>12</sup>において定められている。

日本の代表的な公的競争的資金である科研費では、直接的に研究に係る経費は直接経費として配分され、配分機関が研究機関のルールに基づき、使用ルールの会計費目に分けて管理すると定められている。また、直接経費とは別に直接経費の 30%が間接経費として採択者の研究機関に配分されている。そこで、フランスの場合は使用ルールにおいて、研究費の管理はどの部門が管理することになっているのか（日本のように所属研究機関の事務部門なのか、研究費を獲得した研究室が直接管理しているのかなど）、どのような会計費目を使用しているのか、日本のように費目によってはその使用に上限があるのか等について調べた。

日本の公的競争的資金のルールとの大きな違いは、その成り立ちにある。日本の公的競争的資金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下、適正化法。）<sup>13</sup>に基づき、各省庁が所管する各補助事業の取扱要領および使用ルールを定めており（2015 年 3 月に省庁間でのルールの統一が図られた<sup>14</sup>）、日本の代表的な公的研究費である科研費の使用ルールにおいては「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）」等がその下部規程として定められている。そのため、科研費の使用ルールは第 1 条総則「法令等の遵守」「補助事業者の責務」「研究機関による補助金の管理等」などの条項から始まる内容となっており、適正化法を厳格に反映したものとなっている。

一方で、ANR の使用ルールは、企業との共同研究を盛り込んだ内容となっており、企業を含めた共同プロジェクトも視野に入れ、プロジェクト遂行に必要な経理を処理するための規程として書かれている。以下に、ANR の使用ルールを示す。

### ○補助対象外の経費：

プロジェクトに係るすべての経費は支出できるが、常勤職員への助成はすでに政府の補助金または政府予算によって支援されているため、常勤職員の給与には支出できない。また、プロジェクトに係る旅費以外の管理経費（管理施設の維持、運営に係る経費等）には支出できない<sup>15</sup>。

<sup>11</sup> [文献表] 2 番、24 頁

<sup>12</sup> [文献表] 8 番

<sup>13</sup> [文献表] 5 番

<sup>14</sup> [文献表] 6 番

<sup>15</sup> [文献表] 8 番, 4.1.1 Financement à coût marginal

共同研究のパートナーに関する費用についても請求することはできない<sup>16</sup>。

一方、日本の科研費の使用ルールでは、直接経費については、建物等の施設に関する経費、事故・災害の処理のための経費、研究代表者および研究分担者の人件費等に支出できないが、間接経費において管理施設の維持、運営に係る経費等が支出できると規定されている。日本の場合、常勤職員の雇用については特に明記されていないが、プロジェクト期間を超えての雇用はできないため、実質はフランスと同じようにプロジェクト期間以外の雇用については補助対象外となっている。

#### ○支出費目：

備品費<sup>17</sup>と実施経費<sup>18</sup>の2つの経費に分かれている。実施経費には人件費（賃金、社会保険、スタージュ<sup>19</sup>の助成）<sup>20</sup>、その他実施経費<sup>21</sup>（消耗品、知的財産権およびその費用、旅費、採択プロジェクトとは別に第三者によって実施されるサービスに係る経費（補助金額の50%を上限とする）<sup>22</sup>、内部精算手続きによる経費<sup>23</sup>、プロジェクトに係る一般経費<sup>24</sup>）がある。一方、日本の科研費使用ルールでは物品費・旅費・人件費・謝金・その他（印刷費、会議費など）に分かれ、管理する研究機関によってはさらに細かな費目が設定されている。ANRの使用ルールとの興味深い相違点として、スタージュを取り入れることの多いフランスの高等教育カリキュラムを反映し、人件費の費目にスタージュの助成に係る費用が含まれている点が挙げられる。

#### ○研究費の支給：

契約締結後、各年毎に契約金額の80%を上限に支給される。最初の研究費の支給は契約締結後に行われ、その後12か月毎に支給される。残りの20%の金額については、最終報告書の提出後に支給される<sup>25</sup>。プロジェクトに係る支出として認められなかった場合には残りの金額を全額受けとることはできない。

#### ○前倒し、研究期間の延長：事前の承認が必要<sup>26</sup>。

#### ○備品等の取扱：

競争的資金を獲得した研究機関のルールに従って管理する<sup>27</sup>。

<sup>16</sup> [文献表]8番, 4 Montant de l'Aide

<sup>17</sup> [文献表]8番, 4.2.2 Dépenses d'investissement

<sup>18</sup> [文献表]8番, 4.2.3 Dépenses de fonctionnement

<sup>19</sup> 「スタージュ (Stage)」とはフランスにおける、企業での研修制度 (インターンシップ) を指す。

<sup>20</sup> [文献表]8番, 4.2.3.1 Dépenses de personnel

<sup>21</sup> [文献表]8番, 4.2.3.2 Autres dépenses de fonctionnement

<sup>22</sup> [文献表]8番, 4.2.3.3 Les prestations de services

<sup>23</sup> [文献表]8番, 4.2.3.4 Dépenses justifiées par une procédure de facturation interne

<sup>24</sup> [文献表]8番, 4.2.3.5 Les frais généraux de gestion – frais de structure

<sup>25</sup> [文献表]8番, 8.2.1 Bénéficiaires financés à coût marginal

<sup>26</sup> [文献表]8番, 7.5.2 Comptes rendus intermédiaires et de suivi du Projet

<sup>27</sup> [文献表]8番, 4.2.2 Dépenses d'investissement

○中間報告書、最終報告書の提出：

- ・ANR の実施するモニタリングに積極的に参加しなければならない。
- ・プロジェクトの中間において、それまでの研究内容と経過をまとめ、中間報告を提出しなければならない<sup>28</sup>。
- ・プロジェクトの中間において、会計報告を提出しなければならない<sup>29</sup>。
- ・プロジェクト終了後、3 か月以内に、プロジェクトに係るすべての会計を取りまとめ、提出しなければならない。

○監査：

ANR はプロジェクト期間中またはプロジェクト期間終了後、2 年以内に会計監査をすることができる。また、技術面、会計面でのプロジェクトに関する評価はプロジェクト期間中またはプロジェクト終了後、5 年以内に行うことができる<sup>30</sup>。

○重複受給の制限：

ヨーロッパ、自治体、州等からのその他の資金を受領しているプロジェクトに対しては、支援しない<sup>31</sup>。

○その他：

第 1 章において紹介したとおり、ANR は基礎研究の支援の他に、公的なセクターと民間セクターとの間の技術移転もミッションとしており、規定の前文においてそのことが明記されている。企業への補助金額の割合については企業規模と研究の種類（基礎研究、産業・工業研究、挑戦的研究）によってその補助金額の割合が算出される<sup>32</sup>。一方で、研究機関への補助金額の割合は 100%としている<sup>33</sup>。また、補助金は課税対象とならない<sup>34</sup>。

### 第 3 章. ANR の公的競争的資金を獲得した機関のインタビュー

第 3 章では、フランスでは実際にどのように研究資材・物品の発注、納品、検収の手続き等を行っているのかについて取り上げる。日本では研究資材・物品の検収は基本的に検収センターが行っており、発注は一定の金額以下であれば研究者が直接発注することを認めている研究機関も多い。また、研究に必要となる人材については日本では研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者と

<sup>28</sup> [文献表]8 番, 7.5.2 Comptes rendus intermédiaires et de suivi du Projet

<sup>29</sup> [文献表]8 番, 7.5.4 Relevé intermédiaire des dépenses

<sup>30</sup> [文献表]8 番, 7.6 Contrôles – Opérations de vérification de l'ANR

<sup>31</sup> [文献表]8 番, 3.5 Demandes d'aide multiples et cumul d'aides

<sup>32</sup> [文献表]8 番, 4.3.1 Taux d'Aide applicables aux Entreprises

<sup>33</sup> [文献表]8 番, 4.3.2 Taux d'Aide applicable aux Organismes de recherche

<sup>34</sup> [文献表]8 番, 6.2 Fiscalité des Aides

なって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況を適切に管理して給与等を支給することと定められている。そこで、第2章で紹介した ANR の規程に則り、フランスの研究機関において具体的に消耗品、備品はどのような手順で発注、納品、検収されているのか、プロジェクトに関係する研究者などの勤務管理はどのように行っているのか等についてインタビューを行った。一例として、ストラスブール大学のインタビューを紹介する。

#### 【基本データ】

##### ○インタビュー対応者

ストラスブール大学 化学研究所 所長 Dr. Jean WEISS

ストラスブール大学 化学研究所 事務責任者 Mr. Christian DANIEL

##### ○獲得した公的競争的資金

化学研究所全体で 20 件（研究費総額：477,000 ユーロ）の ANR プロジェクトがある。

化学研究所所長 Dr. Jean WEISS の研究チーム CLAC の例では、ANR と日本の科学技術振興機構（JST）が支援する日仏間の共同研究プロジェクト「MECANO PROJECT」（研究期間：2014年12月～2018年3月）がある。

##### ○競争的資金事務管理部門の構成

経理事務担当 8 名（事務担当 7 名、事務責任者 1 名）が、化学研究所の 16 の研究グループの約 50 の研究プロジェクトの経理を担当している。

#### 【経理処理について（消耗品、備品、旅費、人件費、印刷製本費の事務処理）】

以下、各会計費目についてその会計処理の方法を説明する。なお、会計年度とは、1月～12月であることを前提とする。

##### ○消耗品

金額に関わらず、すべての注文は発注する前に見積書・発注書に研究所長のサインが必要となる。インターネットで購入する場合には事務担当者の部屋に来て一緒に注文し、追って見積書・発注書を作成する。納品は発注したものにもよるが、1～2週間程度で納品される。業者によっては納品日を指定することも可能。11月末までの支払が当該年度分として処理される。12月に入ってから発注したものは1月に支払われるため、翌年度分として処理される。

##### ○納品検収

納品書（Delivery Slip）に受け取った研究者のサイン、日付が必要となる。納品後、請求書に日本の稟議手続きのように、研究所長のサインをした上で事務局へ提出する流れになっている。大学の事務担当による現物の確認は行われていない。検収センターはなく、研究者自身もしくは同じ研究室のスタッフが検収を行っている。



#### ○会議費（年間、約 70 件程度の支払がある）

食費の上限は一人当たり 25 ユーロまでとしているが、この上限を超えている場合でも、研究プロジェクト資金が十分に残っており、事務責任者の常識と照らして、常識の範囲と思えるものは支払うことができる。アルコールの支出も常識の範囲内であれば支出可。（一例として、一般的な食事で一人 30 ユーロであった場合は支払ったことがある）レシートに人数の記載があれば食事参加者のリストなどの詳細な書類を別途提出する必要はない。また会議報告書を提出する必要もない。

#### ○人件費

現在進行している Dr. Jean WEISS が研究代表者を務める ANR のプロジェクトでは、プロジェクトを進めるためのマンパワーが必要なため、ポスドクを 1 名雇用した。どの ANR プロジェクトも雇用する際には面談を行い、契約書に研究チームの代表者、研究チームの所属部局長、大学長の署名の入った契約書を作成する。雇用契約書には雇用条件（被雇用者の氏名、勤務時間、休暇、給与額）などが記載されている。給与の支払は雇用契約書の記載に基づき毎月支払っている。勤務表は特に徴収していない。（EU からの補助金の場合には勤務表を毎月提出する必要があるが、それ以外の公的資金の場合は不要としている。）

#### ○旅費

落札により決定した大学指定の旅行代理店を使用することになっている。航空券は事務担当者が研究者に旅程を確認した上で購入する。ホテルは大学指定の旅行代理店でも予約できるが、業者を通して手続きすると時間がかかるため、研究者自身が予約し、後日実費精算することが多い。1 泊 60 ユーロが上限金額として設定されているため、上限を超えた場合は自己負担としている。

#### ○監査

ANR の監査はプロジェクト契約期間中に行う中間監査、プロジェクト終了後の監査の 2 回の監査がある。これとは別に、通常、4-5 年の期間に一度 ANR による監査があり、監査対象としていくつかのプロジェクトが抽出され、監査される。

#### ○報告書

会計報告書と研究報告書の 2 種類のレポートをプロジェクトの中間と終了後に提出する。2 つの報告書を提出することにより、研究費の残りの 20%を受け取ることができる。報告書に記載する費目は人件費、備品、その他（消耗品費、旅費、会議費、その他プロジェクトに係る費用）の 3 つがあり、契約書の各費目の金額が大幅に変わる場合には ANR に事前に相談する必要がある。終了後に受け取る 20%の研究費は、12%がプロジェクト資金として、8%がストラスブール大学の運営に必要な資金として使用されている。

## ○備品

購入したすべての備品は、研究室毎に目録に記録している。目録には、入力した担当者名、研究グループ名、備品番号、備品の名称、購入日、価格が記されており、PC、カメラなどは減価償却 5 年、実験装置等は 10 年として減価償却年についても記載し管理している。備品リストは部局毎に管理しており、大学全体で備品リストを管理することはない。CNRS、ANR の監査の際に実地監査で物品を確認することがある。



(Mr. Christian DANIEL (右) と同僚の Ms. Agnès REIFFSTECK (左))

## 【日本との相違点】

申請する際に、研究代表者、所属の研究室長、学長のサインが必要な点、会議費や宿泊費に上限が設定されていること、備品番号を発行し管理していること、監査が 4・5 年に一度いくつかのプロジェクトを抽出して行われること等は全く日本と同じであった。一方で、事務による納品検収がないこと、1 泊あたりの宿泊費の上限金額が 60 ユーロと日本の宿泊費の上限と比べて低いこと、報告書を提出しなければ研究費の全額を受領できないこと、備品管理については購入日と全体の減価償却年は入力するものの、毎年その減価償却費を算出するというをしていないこと等は日本とは異なっていた。また、プロジェクト終了後に受け取る 20% の資金のうち、ストラスブール大学が受け取る管理経費の割合は 8% であった。日本の科研費の場合、プロジェクトに係る管理経費は主に間接経費として配分されているが、その割合は直接プロジェクトに係る経費（直接経費）の 30% が配分されている。日本の科研費と比べ、フランスの研究機関が ANR の公的競争的資金を獲得することにより受け取ることのできる管理経費の割合は少ないことがわかった。

## 最後に

今回、フランスの代表的な公的競争的資金である ANR の使用ルールとその事務手順、経理処理について調べたことにより、ANR の使用ルールが企業との研究も視野に入れたものであることや、会計報告書と研究報告書を提出しなければ残りの研究費を受領できないことなどの特徴を知ることができた。また、フランスでの公的競争的資金の事務、経理プロセスについてインタビューしたことで、実際の書類を見ながら具体的な手順についてお話を聞くことができ、会計についての理解を深めることができた。加えて、ANR の使用ルールを読み進める中でフランス語の会計用語に触れ、日本以外の国の会計規則についても多少触れることができたことは自身の良い経験となった。使用ルールを読む中で、日本とフランスの公的競争的資金の使用ルールは、根本的な成り立ちが異なっているということを感じ、フランスの科学技術政策は研究の成果を社会へ還元すること、新たなイノベーション創出につなげることを重視していることを感じた。

## 謝辞

使用ルールの文献収集やインタビューにあたり、インタビューをお受け下さったストラスブール大学の Jean WEISS 教授、Christian DANIEL 氏、ご助言をくださった宮本博幸センター長、中谷陽一ストラスブール大学協約教授、Marie-Claire LETT 日仏大学会館長・ストラスブール大学教授、Caroline BLATZ 日仏大学会館職員、日本学術振興会の皆様および帝京大学本部の皆様に深く感謝申し上げます。

## 文献表

- [1] Overview, CNRS, HP  
<http://www.cnrs.fr/en/aboutCNRS/overview.htm>, (2015年9月17日アクセス)
- [2] ANR Annual Report 2014, ANR, HP  
<http://www.agence-nationale-recherche.fr/en/information/documents/annual-reports/>, (2015年9月17日アクセス)
- [3] 「科研費データ、II 科研費の応募・採択件数の推移」 日本学術振興会 HP  
[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27\\_kdata/](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/), (2015年9月17日アクセス)
- [4] France Europe 2020 a strategic agenda, The Nine Proposals of the Strategic Agenda “FRANCE EUROPE 2020”, Ministry of Higher Education and Research, P9, HP  
[http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/France-Europe\\_2020/18/3/AgendaStrategique02-07-2013-EnglishLight\\_262183.pdf](http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/France-Europe_2020/18/3/AgendaStrategique02-07-2013-EnglishLight_262183.pdf), (2015年9月3日アクセス)
- [5] 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」 昭和30年法律第179号
- [6] 「競争的資金の使用ルール等の統一について（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」
- [7] 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」 平成26年5月29日改正
- [8] Reglement Relatif aux Modalites d'Attribution des Aides de l'ANR (Référence : ANR-RF-2015-01, Approuvé par le CA du 18 juin 2015), ANR, HP  
<http://www.agence-nationale-recherche.fr/RF/>, (2015年9月17日アクセス)
- [9] 「海外主要国の科学技術イノベーション政策」 独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター P6  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/siryo/\\_icsFiles/afildfile/2014/08/08/1350746\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/siryo/_icsFiles/afildfile/2014/08/08/1350746_2_1.pdf), (2016年1月18日アクセス)
- [10] 「科学技術指標2013 調査資料-225」 文部科学省 科学技術・学術政策研究所科学技術・学術基盤調査研究室
- [11] 「科学技術政策の国際的な動向[資料編]」 国立国会図書館 調査および立法考査局 2011年
- [12] 研究機関における公的研究費の管理・監査「体制整備の自己チェックリスト」 文部科学省研究振興局
- [13] 「科研費ハンドブック（研究機関用）2015年度版」 文部科学省研究振興局、独立行政法人日本学術振興会
- [14] スタージュについてのオンライン・インタラクティブ・ガイド 国民教育・高等教育・研究省 HP  
<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid89100/mise-en-ligne-du-guide-interactif-des-stages-etudiants.html>, (2015年9月3日アクセス)
- [15] Université de Strasbourg, Institut de Chimie de Strasbourg, HP  
<http://institut-chimie.unistra.fr/>,  
<http://institut-chimie.unistra.fr/presentation/administration/>, (2015年9月3日アクセス)
- [16] MECANO Project, ANR, HP  
<http://www.agence-nationale-recherche.fr/?Project=ANR-14-JTIC-0002>, (2016年2月11日アクセス)